

保護者の皆さまへ

こどもが学校管理下でケガ等をした時は・・・

独立行政法人日本スポーツ振興センターの**災害共済給付制度**を利用してください

この制度を利用するときは

**こども医療費受給者証は使用できません**

※学校管理下とは、授業中、休憩時間、部活動中、課外活動中、通常の経路及び方法による通学中など  
※健康保険が適用される受診が対象です

すぐに  
学校に相談  
してください



学校管理下のケガで医療機関等を受診

※必ず「学校管理下のケガである」ことを医療機関等の窓口で伝えて下さい  
健康保険証のみを提示し、自己負担額（3割）を支払います  
**こども医療費受給者証は使用できません**

初診から治癒までの医療機関等（薬局含む）で支払ったすべての  
医療費の自己負担額（保険診療分）の**合計金額**が・・・

1,500 円以上である  
（保険診療点数 500 点以上）

日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請対象です

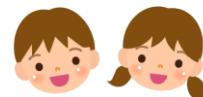
学校を通じて、日本スポーツ振興センターの  
災害共済給付の申請を行います

日本スポーツ振興センターの審査基準に該当した  
はい

災害共済給付金が支払われます  
医療機関等で支払った自己負担額（3割）に1割加算  
され、4割が給付されます

1,500 円未満だった  
（保険診療点数 500 点未満）

日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請対象ではありません



「明石市こども医療費助成制度」の助成対象  
となります

支払った自己負担額（3割）は全額助成します  
（領収書が必要です。請求には期限があります。）

●還付請求のお問い合わせは  
明石市児童福祉課 078-918-5027

いいえ

災害共済給付制度を利用するメリットは？



- ①医療費の自己負担額（保険診療分3割）に1割が加算され、4割の給付を受け取ることができます。
- ②負傷等の初診から最長10年間申請できるため、市外に転出するなど、こども医療費助成制度の助成対象外になった場合でも、治療が継続していれば申請、給付が可能になります。  
（ただし、受診した月から2年間請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなります。）
- ③当該負傷等が原因で、後遺障害が残った場合、その程度により見舞金が支払われます。

※災害共済給付制度の申請に必要な『医療等の状況』を医療機関等に証明していただくにあたっては、医師、薬剤師等の皆様の特別な配慮によりご協力を頂いております。なお、『医療等の状況』を持参してもその場ですぐに記入いただけない場合もありますことをご了承ください。

<問い合わせ先>

●日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に関すること  
学校 または 明石市教育委員会学校教育課 TEL 078-918-5055

●こども医療費助成制度に関すること  
明石市児童福祉課 TEL 078-918-5027 FAX 078-918-5196